

平成30年度国民健康保険事業特別会計の 決算について

令和2年(2020年)2月4日

佐賀県健康福祉部国民健康保険課

平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算について

平成30年度決算
決算特別委員会勉強会資料一部編集

歳入

(単位：円、%)

区分	予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (決算額) (C)	予算に対する 増(減)収額 (D) = C-A
款				
分担金及び負担金	26,446,091,000	26,446,085,571	26,446,085,571	△5,429
国庫支出金	26,276,115,000	27,712,036,767	27,712,036,767	1,435,921,767
財産収入	1,398,000	1,397,418	1,397,418	△582
繰入金	5,924,705,000	5,518,823,000	5,518,823,000	△405,882,000
諸収入	27,442,151,000	27,565,800,380	27,565,800,380	123,649,380
計	86,090,460,000	87,244,143,136	87,244,143,136	1,153,683,136

歳出

(単位：円、%)

区分	予算額 (A)	前年度繰越額 予備費充用額 予算流用増減額 (B)	支出済額 (決算額) (C)	不用額 (D) = A+B-C
項				
国民健康保険事業費	86,021,936,000	0	85,873,611,023	148,324,977
予備費	68,524,000	0	0	68,524,000
計	86,090,460,000	0	85,873,611,023	216,848,977

歳入－歳出

(単位：円)

翌年度繰越金【収入済額(歳入C)－支出済額(歳出C)】	1,370,532,113
各種精算等	△859,561,330
実質的な翌年度繰越金	510,970,783

【精算内訳】

・普通交付金	542,649,356
・特別交付金	5,652,000
・国庫支出金	△1,332,362,732
・繰入金	△37,719,921
・諸収入	△37,780,033

平成30年度国民健康保険事業特別会計の決算剰余金について

平成30年度決算剰余金の使用に係る優先順位について

令和元年10月9日
第44回実務者会議資料より抜粋

(1) 令和元年度県国保特会の財源不足に対する補填

□ 保険給付費の増や国庫減等により、県国保特会の歳入財源が不足した場合に、歳入財源として活用する。

(2) 災害に係る減免等による市町国保特会の財源不足に対する補填

□ 今回の大雨災害に伴う市町国保特会の歳入減を補填するために活用。

(3) 令和2年度納付金（国保税）の抑制財源として活用



- 令和元年度県国保特会においては、国庫の歳入減等により歳入財源の不足が見込まれる。
→平成30年度の決算剰余金については、「令和元年度県国保特会の財源不足に対する補填」を満額行う予定。
- なお、歳入財源が不足しなかった場合においては、上記（2）及び（3）の活用を行う。
※（3）については、令和2年度納付金の算定は終了しているため、翌年度の令和3年度納付金算定より活用予定。

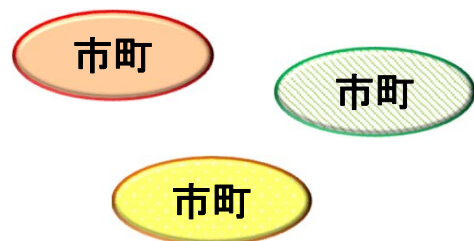
- 特別会計設置初年度の平成30年度決算は5億円余の黒字となった。
- 860億円という予算規模に対して、ほぼ収支均衡する運営ができており、概ね順調な滑り出しができたと考えられる。

参 考

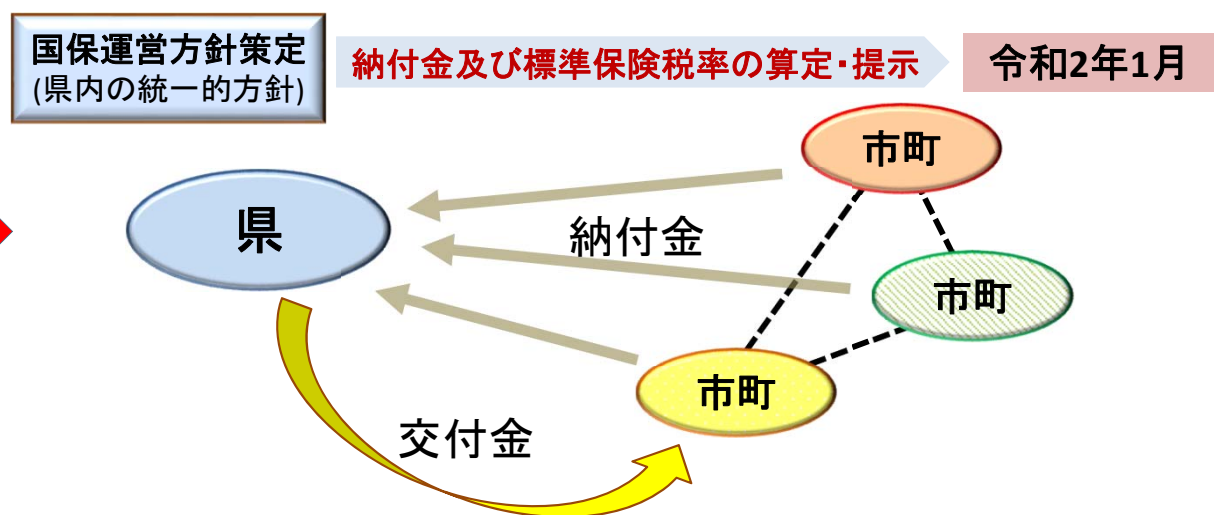
新たな国保制度の概要

- 平成30年度から、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - ・ 県は、国保の運営方針を定め、市町の事務の効率化・広域化等を推進
 - ・ 県は、市町ごとの納付金及び標準保険税率を算定し、各市町へ提示
 - ・ 県から給付費に必要な費用は、全額を市町に交付
- 市町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

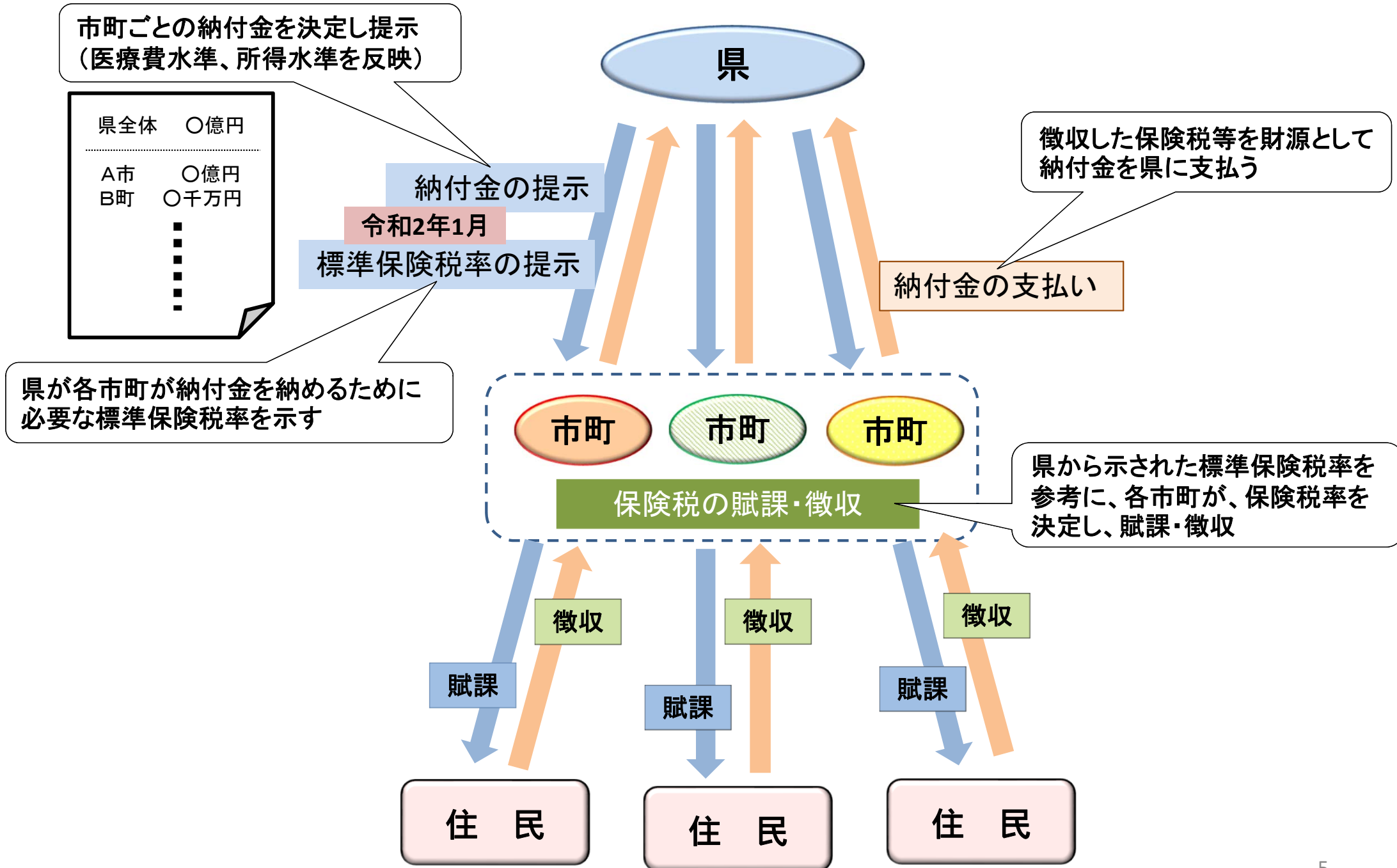
【制度改革前】 市町が個別に運営



【新たな国保制度】 県も保険者となり共同運営

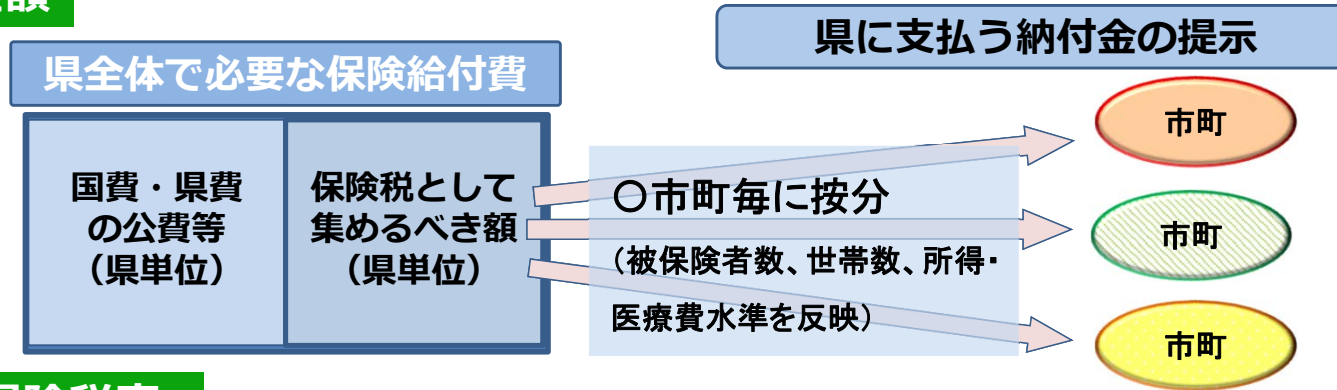


国保保険税の賦課、徴収の仕組み(イメージ)

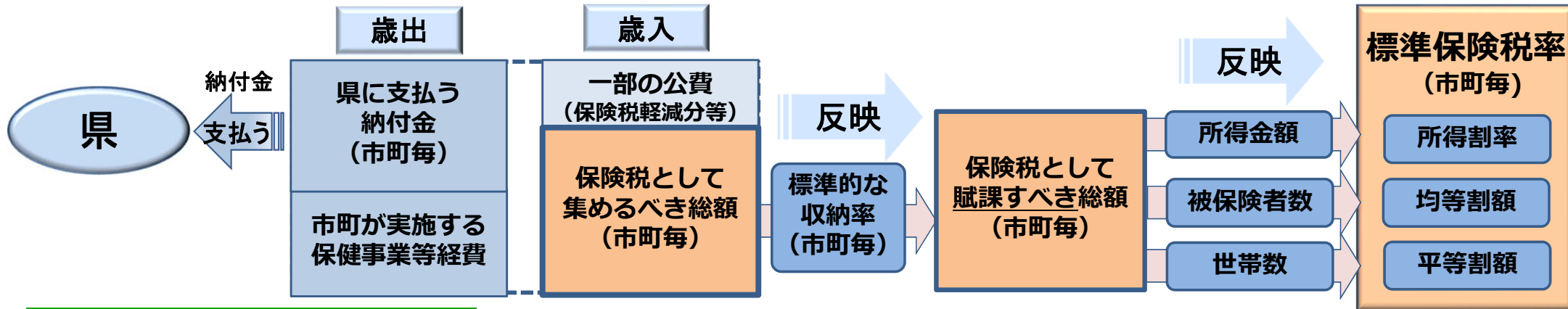


納付金及び標準保険税率の算定と提示

市町毎の納付金額



市町毎の標準保険税率



市町の歳入歳出イメージ図

